

令和4年（ワ）第528号 自由権規約に基づく損害賠償請求事件

原告 サファリ・ダイヤモンド・ヘイダーほか1名

被告 国

原告第7準備書面

2024年4月25日

東京地方裁判所民事第26部乙合議H係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 浦 城 知 子

同 弁護士 岡 本 翔 太

同 弁護士 小 川 隆 太 郎

同 弁護士 駒 井 知 会

同 弁護士 鈴 木 雅 子

本準備書面では、自由権規約委員会の個人通報事例を紹介し、本件の原告らについて自由権規約9条1項違反、9条4項違反が認められることについて論じる。

目次

第1 自由権規約委員会の個人通報とは.....	2
第2 主要な見解と本件における原告らに対する収容.....	3
1 通報560/1993 A. 対オーストラリアの見解 (甲59)	3
2 通報1014/2001 バダン対オーストラリアの見解 (甲60)	7
3 通報1324/2004 ダニヤル対オーストラリアの見解 (甲61)	8
4 結語.....	11

第1 自由権規約委員会の個人通報とは

自由権規約委員会への個人通報は、原告第2準備書面6頁において説明したとおりであるが、改めて述べるに、選択議定書の締約国について、個人が自ら受けた人権侵害について委員会に通報を提出し、委員会が締約国の条約違反の有無を認定する制度である。委員会の見解は、法的拘束力はないが、締約国は議定書を受諾し、国別の事案に関して規約違反の有無について見解を述べる委員会の権限を認めたのだから、委員会の見解に妥当な考慮を払う義務がある、というのが委員会の解釈である。個人通報手続は裁判ではないが、当事者の法的主張、委員会の法的認定、見解の形式、個別意見や反対意見を付けられることなどから準司法手続といえることができる（甲36・岩沢375～378頁）。

また、日本は第一選択議定書を批准しておらず、個人通報制度に参加していないが、それは個人通報の見解が日本に関係ないということを意味しない。なぜなら、条約機関は、各条約の下で、政府報告制度と個人通報制度を同時に運用しており、条約の規定の解釈に関する先例法理は、両方の制度の運用を通じて形成されるからである。一般的意見で出された条約解釈を、個人通報の見解で適用したり、個人通報の見解で示された条約解釈が一般的な形で一般的意見に定式化されたりする（甲57・申30頁）。そして、この準備書面で参照した見解は、一般的

意見35の注釈において引用されているものであり、一般的意見35において参照され、定式化されたものであり、先例としての価値が高いといえる。

岩沢教授においても、特に個人通報制度において示した司法的解釈には、高い権威が認められてしかるべきとしており、有権解釈であるとしている（前回岩沢380頁）。

第2 主要な見解と本件における原告らに対する収容

原告は、第6準備書面の第3、第4において、原告デニズ、サファリに対するそれぞれの収容が、合理性（収容の目的が正当であること）、必要性（その収容が収容の目的を達成する場合に必要であること）、比例性（収容が目的を達成するための最終手段であること、より制限的でない他の手段が存在しないこと）を満たさないことを明らかにした。

以下、通報560/1993 A. 対オーストラリアの見解、通報1014/2001 バダン対オーストラリアの見解、通報1324/2004 ダニエル対オーストラリアの見解を紹介し、入管収容に関するこれらの見解からしても、原告らの主張は合理的であることを論じる。

1 通報560/1993 A. 対オーストラリアの見解（甲59）

通報560/1993 A. 対オーストラリアは、入管収容に関するリーディングケース的な事例である。

(1) 事案の概要

本件は、家族と共にオーストラリアへ入国したカンボジア国籍の男性の移民局による収容が自由権規約9条に違反するかが問題とされた事案である。通報者代理人は、同通報において対象となった締約国であるオーストラリアにおいては、亡命希望者（ボートピープル）が到着した場合、移民法に基づき指定された者は、入国許可が下りるまで自動的に拘束され続けるとされているが、そ

の目的は、他のボートピープルが来ることの抑止や既に入国している人の難民認定申請の抑止にあったため、正当な理由に当てはまらず、目的として不適切であり、恣意的と主張した。また、収容には正当な理由が存在しないことに加え、通報時点において3年204日という長期収容は9条1項に反すると主張した。さらに、裁判所は収容の合理性や必要性を審査することができなければ、規約9条4項に違反すると主張した。

(2) 自由権規約委員会の見解

これに対し、自由権規約委員会が示した見解は以下のとおりであった。

ア 定期審査することなく通報者を長期収容したことは恣意的だったか

委員会は、「恣意性」の概念は、「法に反する」と同一視してはならず、より広義に解釈して、不適切や不公正といった要素を含まなければならないことを想起するとした。さらに、身体拘束は、逃亡や証拠への干渉を防ぐためなど、当該ケースのすべての状況を考慮して必要でない場合には、恣意的とみなされる可能性があるとし、比例性が関係するとした。そして、国が収容を正当化する理由として主張している、不法入国があったことや、自由にしておく申請者が逃亡する動機になるという理由は、無期限かつ長期収容を正当化するのに十分かどうかを検討する必要があるとした。その上で、例えば、不法入国の事実は捜査の必要性を示すかもしれないし、逃亡の可能性や協力の欠如など、その人に特有の他の要因があり、それが一定期間の拘禁を正当化することはありうるとした。

もっとも、本件においては、通報者が異なる拘置所を移動させられながら通算4年を超えて収容することを正当化するような個別の理由は見受けられず、定期的な審査なく続けられた4年以上の収容は恣意的と判断した。

この委員会の判断は、4年という収容期間は、不法入国の捜査の必要性や、逃亡の防止の必要性によって、一定期間の収容は正当化されることはあり得るとしても、4年もの長期間収容するような個別の具体的な理由はなく、必

要性ないし比例性を欠いていたと判断したと解される。

イ 収容の合法性を裁判所で争えないことは9条4項に違反しているか

委員会は、9条4項の目的は、司法審査が、その効果において、単に形式的なものではなく、現実的なものであるということだとし、収容が9条1項または規約の他の規定の要件と両立しない場合には、裁判所が釈放を命じる権限を有することを要求しているとした。

そして、オーストラリアにおいては、事実上、裁判所が個人の釈放を命じる権限は、その個人が移民法改正法の意味における「指定された者」であるという自明な事実の形式的な評価に限定されていたことは、9条4項の権利を侵害するとした。

(3) 本件における原告デニズの収容の評価

この見解を参照すると、原告デニズの収容は、以下のように評価できる。

ア 逃亡のおそれについて

被告は、原告デニズの逃亡のおそれがあったことを主張しているが、「逃亡のおそれがないとはいえない」と主張するにとどまり、そもそも逃亡のおそれを立証できていないことは、原告第6準備書面11頁のとおりである。

しかし、仮に、「逃亡のおそれがないとはいえない」としたとしても、そもそも、この程度の抽象的な理由が、収容①（2016年5月15日～2019年8月2日）の3年2か月以上もの長期収容や、2週間仮放免を経た後の収容②及び収容③を正当化する理由とはならないため、必要性は認められないという結論になるであろう。また、長期収容の不利益が大きいことに照らせば、比例性を欠くという評価にもなる。

イ 司法審査の欠如について

被告は、原告デニズは行政事件訴訟法や人身保護法によって、収容の適法性について裁判所の判断を求めることが可能だったと主張している。これについて、同見解は、収容が9条1項または規約の他の規定の要件と両立しな

い場合には、裁判所が釈放を命じる権限を有することを要求しているとしており、収容そのものの合理性、必要性、比例性を審査することのない行政事件訴訟法や人身保護法による手続は、9条4項の要件を満たさないということになる。

同見解は、オーストラリアが、事実上、裁判所が個人の釈放を命じる権限は、その個人が移民法改正法の意味における「指定された者」であるかどうかには限定されていたことを理由に、9条4項違反だと評価した。これはまさに、日本の入管法における退去強制令書が適法に発付された人物かどうかという、手続的なことしか判断対象とならない現在の日本の裁判手続は、9条4項の要請を満たさないことを示している。

(4) 本件における原告サファリの収容の評価

ア 長期収容・再収容を正当化する個別具体的な理由が示されていないこと

被告は、原告サファリが、違反審査後である2004年～2005年頃から2010年1月に所在不明となったと主張しているが、その後、いったん収容されてから仮放免許可決定を受けた2010年12月から2016年6月8日までの実に5年以上の長期間に亘って、逃亡することなく求められる都度出頭を続けて仮放免を受けていたという実績からすれば、逃亡のおそれが全くなく、不法就労の抽象的な可能性や、収容中の犯罪を示唆する発言について、収容を正当化する理由とはなりえないことは、原告第6準備書面18頁～20頁で詳述したとおりである。

そして、同見解からすれば、これらの理由によって、収容①（2016年6月8日～2019年7月31日までの収容）の3年1か月以上もの長期収容や、収容②③④（2週間仮放免を経た後の再収容）を正当化するような、個別具体的な理由は被告から示されていない。端的に言えば、なぜ3年以上も収容する必要があったのか、2週間仮放免をした後に再収容する必要があったのか、全く示されていないのである。したがって、原告サファリに対す

る3年1か月以上もの長期収容や再収容は、同見解を参照すれば、必要性、比例性を欠き、恣意的ということになる。

イ 司法審査の欠如について

司法審査の欠如については、原告デニズと同様である。収容そのものの合理性、必要性、比例性を審査することのない行政事件訴訟法や人身保護法による手続は、9条4項の要件を満たさないため、収容は司法審査を受ける権利を侵害し違法である。

2 通報1014/2001 バダン対オーストラリアの見解（甲60）

(1) 事案の概要

同通報の通報者は、イラク出身のクルド組織のメンバーであった庇護申請者とその息子が、1999年6月15日に庇護を求めてオーストラリアに到着したが、直ちに入管に収容され、2001年6月に脱走するまで約2年間の収容を受けた。通報者は、入国時に義務的に収容されたこと、裁判所等が釈放を命じることができないことが、9条1項に違反すると主張した。また、長期収容を正当化する理由が国によって提示されていないとも主張した。

(2) 自由権規約委員会の見解

これに対し、自由権規約委員会が示した見解は以下のとおりであった。

ア 2年にわたる義務的な収容について

委員会は、収容は、締約国が適切な正当性を提供できる期間を超えて継続すべきではないという原則を前提に、2年間という収容期間や、子の収容という不利益、この間オーストラリアがイラク人を強制退去させなかったという事実に照らして、本件収容の継続は正当化できていないとした。また、「締約国の入国管理政策の遵守を達成する、より侵襲的でない手段が、例えば、報告義務、保証人、その他の条件を課すことによって存在しなかったことを立証していない」ことも指摘した。これは、当該期間の収容継続をするこ

とが必要であるという具体的な理由や、他のより侵襲的でない手段が存在しなかったこと（収容の最終的手段性）を示せなければ、比例性を欠き恣意的であるということを示したものといえる。

イ 司法審査の欠如について

同見解も、上記560/1993と同じように、「9条4項に基づく拘禁の適法性に関する司法審査は、拘禁が単に国内法に適合していることに限定されるものではなく、拘禁が規約の要件、特に第9条第1項の要件と整合しない場合には、釈放を命じることができなければならない」とした。

(3) 本件における原告デニズ、原告サファリの収容の評価

この見解も、上記560/1993と同じように、国側が収容の継続を正当化する具体的な根拠を示せていないとして、9条1項違反と評価したものであるが、2年間の収容について恣意的と判断しており、原告デニズ、原告サファリのそれぞれの収容①の期間（3年2か月、3年1か月）はこれを優に上回るものである。

また、国は、原告デニズ、原告サファリについて、より侵襲的でない手段によつては収容の目的と同じ目的を達成することができないこと（収容の最終的手段性）について、主張、立証しておらず、この点でも比例性の要件を満たさない。

したがって、この見解からしても、原告デニズ、サファリに対する収容は、必要性、比例性を欠き、9条1項違反ということになる。

9条4項違反についても、1の見解と同様、認められる。

3 通報1324/2004 ダニエル対オーストラリアの見解（甲61）

(1) 事案の概要

通報者は、バングラデシュ出身の無国籍者であるが、政治的理由による迫害を受けて、同国を逃れた。通報者は、1999年9月にオーストラリアにボー

トで到着し、「不法滞在外国人 (unlawful non citizen)」として、直ちに収容された。

通報者は、1999年9月のオーストラリア到着以降、不法非市民として、義務的かつ無期限に収容されたことは、制度自体が恣意的であると主張した。

(2) 自由権規約委員会の見解

これに対し、自由権規約委員会が示した見解は以下のとおりであった。

ア 9条1項違反について

委員会は、「恣意性」の概念が、「法律違反」と同視されてはならず、不適切性、不正義などの要素を含め、より広範なものとして解釈されなければならないという、先例的判断を前提とした。そして、収容の目的とは、たとえば逃亡防止や証拠隠滅であるとし、「人間を収容しておくあらゆる決定は、収容の必要性を再審査するために定期的審査に曝されなければならないことを想起する。収容は、国家側が適切な正当化を出来る期間を超えてなされるべきではない」とした。

本件については、国が、庇護申請者は収容しておかないと逃亡するとの一般的な経験を主張したのに対し、通報者が6年間継続した収容によって精神疾患に罹患したことを重視し、収容について迅速かつ本質的に見直し（再審査）を行うべきだったとした。そして、通報者に対する7年を超す収容は、恣意的であり、9条1項に反するとした。

これは、収容が原因で精神疾患に罹患した場合、収容の継続はもはや正当化できず、見直すべきであり、比例性を欠くことを示したものと考えられる。

イ 9条4項違反について

国は、A対オーストラリアの判断後に、法改正をしたと主張した。しかし、委員会は、当該改正は、収容の根拠と状況に法的な審査を提供するものではないとして、「まさに、オーストラリアの裁判所による個人の解放を管理し命ずる権限は、移民法が狭く限定するところの、この個人が不法滞在外国人 (unlawful non citizen) であるか否かの公的な決定手続におけるそれ（権

限)に限定されている」として、9条4項の要件を満たさず、違反を認めた。

(3) 本件における原告デニズの収容の評価

原告デニズは、収容①(2016年5月15日～2019年8月2日)の間、拘禁反応を示し、精神状態が極めて悪化した。具体的には、2017年1月29日、眼鏡のレンズを用いて手首を切ったうえ、シーツを天井裏の鉄骨に括り付けて首を吊るというものがあり、左手関節切創及び頸部擦過傷を負うものがあった。また、壁に光が見える、音(幻聴)が聞こえるといった症状を東日本センターの医師に訴えてもいた。2019年8月10日には、心因反応、拘禁反応疑いの診断を受け(甲B2)、2019年8月27日には、心因反応、抑うつ状態、PTSD疑いと診断を受け(甲B3)、2019年10月29日には拘禁反応、外傷後ストレス障害との診断を受けた(甲B4)。

また、収容②中の2019年9月22日、身体の異常が生じたほか、缶の蓋の切れ端で手首を切りつけるという自殺を意図した自傷行為に及んだ。

さらに、収容③の際には、シャツを用いて首をくくる(2020年2月21日)、ビニールの包装を飲み込む(同月26日)、タオルを使用して首をくくる(同月28日頃)、シーツを使用し手首をくくる(同年3月14日ころ)などの自殺を意図した自傷行為を繰り返し(同年日)、タオルを使用して首をくくる(同月16日頃)、水を張ったトイレの便器に顔を突っ込む(同月17日頃)などの自殺を意図した自傷行為を繰り返した。この中には、傷害の程度がひどく外部の病院に救急搬送されたものもあり、東日本センター内で車いすを使用するまでに衰弱もしていた(原告第6準備書面13～14頁)。

同見解を参照すると、このように、精神的な障害が発生した原告デニズを長期収容、再収容することは不利益が大きく、収容の継続はもはや正当化できず、比例性を欠くということになり、9条1項に違反する。

9条4項違反についても1、2の見解と同様、認められる。

(4) 本件における原告サファリの収容の評価

原告サファリは、収容①（2016年6月8日～2019年7月31日までの収容）の間に、自国で受けた仕打ちを思い出したり、日本での長期収容を受けて、健康状態が悪化し、「抑うつ状態」となった。仮放免直後の2019年8月8日付けの診断書では、「逆流性食道炎／十二指腸潰瘍の疑い／鉄欠乏性貧血／不眠症／不安神経症の疑い／心身症の疑い」という診断がなされ（甲C1）、同月8月10日付けの診断書では「抑うつ状態」との診断がなされた（甲C2）。そして、これらの診断書は、収容②（2019年8月14日～2019年10月17日の収容）の前に、東京入管に対して情報提供されていた。

収容②から仮放免を受けた後の2020年10月24日には、「うつ病」と診断された（甲C4）。同診断書は、収容③（2019年10月31日から2020年1月7日までの収容）の前に、東京入管に対して情報提供されていた。

収容③から仮放免を受けた2020年1月11日にも「うつ病」と診断された（甲C5）。同診断書は、収容④（2020年1月21日～2020年4月30日の収容）の前に、東京入管に対して情報提供されていた。収容④の2020年1月21日以降、この前から段階的に既に出ていた自傷行為が激しさを増し、夜中に無意識のうちに腕をかきむしってしまい、朝起きると腕に無残な傷跡が残っていることが幾度もあり、本人は一貫して激しい脅えを見せていた（甲C6）。

同見解を参照すると、このように、深刻な精神的な障害が発生した原告サファリを長期収容、再収容することは不利益が大きく、収容の継続はもはや正当化できず、比例性を欠くということになり、9条1項に違反する。

9条4項違反についても1、2の見解と同様、認められる。

4 結語

このように、自由権規約委員会の通報事例においては、本件と同じような、その入国や滞在が正規でないというだけで、個別的な理由のない収容や、2年～7

年の長期間に及ぶ収容、精神疾患に罹患して健康状態が悪化した者の収容、実質的な司法審査のない収容について、9条1項、4項違反と判断された例が多数あり、既に検討したとおり、これの通報事例で示された判断に照らせば、本件収容が9条1項及び4項に違反することは明らかである。

以上